

外務省

海外における犯罪被害者に対する支援（現地資料の翻訳の提供）について

1. 外務省は、世界各地の在外公館に、その所在地の事情に応じて各種の職員を配置していますが、在外公館の業務が継続的に増大する中で、どの公館も必要最小限の要員で業務を遂行しており、従来からも、在外公館の体制強化の必要性が指摘されてきているところです。特に、領事業務については、海外に渡航・在住する邦人の急激な増加や、外国人との交流の深化等に伴い、領事業務の業務量と困難度が急激に上昇している一方で、追加要員の配置は財政上の制約等からままならず、各職員の負担（超過勤務等）により凌いでいるのが実情です。
2. 犯罪被害に関する文書は、大量かつ専門的な性格を持つものであることが想定され、また裁判等司法手続きに使用される可能性にかんがみれば、その翻訳に当たっては極めて慎重な対応が求められます。
3. このような文書の翻訳業務を、在外公館が行うことは、（そのための要員を追加的に派遣しない限り）困難なのが実情です。なお（在外公館がその成果物に責任を負わないことを前提に）外部業者に翻訳業務を委嘱する場合は、追加経費が必要となります（なお当省の予算にはこれらを拠出できる余力及び費目はありません）。
4. 以上は、在外公館において翻訳を提供する場合についての事情ですが、仮に外務本省での提供について検討する場合も、ほぼ同じ事情が認められます。

以上